

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則第18条・19条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MARS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、軽快後1日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺等の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状の消失後2日を経過するまで
	結核	伝染の恐れがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	伝染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	感染の恐れがなくなるまで

※出席停止期間は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません。